

## 国立大学法人小樽商科大学職員の財形貯蓄等関係事務取扱要項

(昭和63年4月1日制定)

(趣旨)

第1 本学職員の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）の事務の取扱いについては勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めによるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 財形貯蓄

財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

(2) 財形年金貯蓄

財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

(3) 財形住宅貯蓄

財形法第6条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

(4) 財産形成非課税住宅貯蓄申込書

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第4条の2第1項の規定による書類をいう。

(5) 財産形成非課税住宅貯蓄申告書

租特法第4条の2第4項の規定による申告書をいう。

(6) 財産形成非課税年金貯蓄申込書

租特法第4条の3第1項の規定による書類をいう。

(7) 財産形成非課税年金貯蓄申告書

租特法第4条の3第4項の規定による申告書をいう。

(8) 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特法施行令」という。）第2条の3第1項の規定による申告書をいう。

(財形貯蓄等の申込み)

第3 財形貯蓄等を希望する職員は、金融機関等の所定の財形貯蓄等の契約に関する申込書（以下「財形貯蓄等の申込書」という。）、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書並びに財産形成非課税年金貯蓄申込書及び財産形成非課税年金貯蓄申告書に別紙様式1による財産形成貯蓄天引預入依頼書を添付して、第4に定める申込時期に総務課に提出するものとする。

2 総務課は、前項の規定による財形貯蓄等の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を点検し、財形貯蓄等の契約の要件（第5に規定する基準を含む。）を満たしているも

のについて、これを受理するものとする。

3 総務課は、前項の規定により財形貯蓄等の申込みを受理したときは、財形貯蓄等の申込書等を金融機関等に送付するものとする。

(財形貯蓄等の申込時期)

第4 財形貯蓄等を希望する職員は、次のア又はイに掲げる期間内に総務課に申し出るものとする。

ア 毎年2月20日から3月1日まで

預入開始日 毎年4月俸給支給日又は6月期末勤勉手当支給日

イ 毎年8月20日から9月1日まで

預入開始日 毎年10月俸給支給日又は12月期末勤勉手当支給日

(財形貯蓄等の申込みに係る基準)

第5 職員が財形貯蓄等を申し込む場合においては、財形貯蓄等の契約に係る申込みの要件のほかに次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 契約金融機関等 職員が新たに財形貯蓄等の契約を締結することができる金融機関等は学長が指定する金融機関等(以下「財形貯蓄等取扱機関」という。)とする。

(2) 積立額(預入等の1回当たりの金額)等 1回当たりの積立額は、1,000円の整数倍とし、俸給支給日又は、期末勤勉手当支給日ごとにそれぞれ同額とし、次に掲げる日のいずれか一つを選んで継続的に預入等を行うものとする。

ア 俸給支給日

イ 期末勤勉手当支給日(3月期末手当支給日を除く。以下同じ。)

ウ 俸給支給日及び期末勤勉手当支給日

(3) 財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約は1人1契約とする。

(4) 財形年金貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約を行うことができる者は、55歳未満で、かつ5年以上の積立てを行うことが可能な職員に限るものとする。

(非課税関係事務)

第6 第3に定めるところにより財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は財産形成非課税年金貯蓄申告書が提出され非課税の適用をうけることとなる場合は、その合計額が550万円以内であることを総務課は確認しなければならない。

(財形貯蓄等の記録簿)

第7 総務課は、財形貯蓄等の状況を把握するため、契約者別に別紙様式2による財形貯蓄等の記録簿を作成し、管理するものとする。

(財形貯蓄等の契約内容の変更)

第8 財形貯蓄等に係る積立額、積立期間又は積立日(預入等の日)その他重要な約定事項の変更は、原則として第4に定める期間内に行うものとする。

2 総務課は、前項の規定により定めた時期以外の日に契約者から財形貯蓄等の契約を変更しようとする申出があった場合において、当該変更の目的が真に止むを得ないものであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、これを受け付けるものとする。

3 総務課は、財形貯蓄等の契約の内容の変更の申出を受理した場合には、財形貯蓄等の記録簿に所要の事項を記載するものとする。

4 第3、第4及び第5の規定は、財形貯蓄等の契約の内容の変更の場合に準用する。

(財形貯蓄等の解約)

- 第9 契約者が在職中に財形貯蓄等を解約(残高の全部又は一部を払い出す場合を含む。)しようとする時は、財形貯蓄等取扱機関の所定の財形貯蓄等の解約に関する申込書(以下「解約申込書」という。)を作成し、総務課に申し出るものとする。
- 2 総務課は、前項の規定による解約申込書を受理したときは、財形貯蓄等の記録簿に所要の事項を記載し、速やかに財形貯蓄等取扱機関に送付するとともに会計課にその旨を通知するものとする。

(預貯金等の残高報告)

- 第10 総務課は、毎年2回特定の時期に、預貯金等の現在高に関し、財形貯蓄等取扱機関等から職員別の預貯金等の残高報告書を提出させ、職員用の残高報告書を当該職員に配布するものとする。ただし、職員用の残高報告書の配布は財形貯蓄等取扱機関の協力を得て、財形貯蓄等取扱機関から職員に対し直接行うことができるものとする。

(人事異動の場合の取扱い)

- 第11 総務課は、財形貯蓄等の契約者が他の機関に異動した場合には、当該契約者の財形貯蓄等に関する書類を異動先の機関に速やかに送付するものとする。
- 2 総務課は、前項の規定により財形貯蓄等に関する書類を送付した場合には、当該書類の写しを保管しておくものとする。
- 3 総務課は、他の機関から異動してきた職員が当該異動前の機関において財形貯蓄等の契約をしており、異動後においても当該契約の継続を希望する場合には、異動前の機関から当該職員の財形貯蓄等に関する書類の送付をうけ、当該職員について財形貯蓄等の契約の継続ができるように措置しなければならない。
- 4 総務課は、契約者について異動があったときは、その旨を財形貯蓄等取扱機関に通知するものとする。

(積立期間の満了の通知等及び財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書の提出)

- 第12 総務課は、財形貯蓄等取扱機関から財形年金貯蓄の契約者についての積立期間の満了の通知書を受領したときは、これに基づき財形貯蓄等の記録簿に所要の事項を記載し、当該通知書を速やかに契約者に交付するものとする。この場合において、契約者は当該積立期間の満了の日より2カ月以内に財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を総務課を経由して、財形年金貯蓄取扱機関に提出するものとする。

(その他)

- 第13 この要項に定めるもののほか財形貯蓄等関係事務に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 「小樽商科大学職員の財産形成貯蓄及び財産形成年金貯蓄関係事務取扱要項」(昭和59年1月4日施行)は廃止する。
- 3 従前の要項に基づく財形貯蓄等契約については、この要項により契約したものとみなす。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式 1

財産形成貯蓄天引預入依頼書

平成 年 月 日

財 務 課 長 殿

所属部局

職 名

氏 名

印

私は、財産形成貯蓄をしたいので、下記により給与から天引して預入くださいますよう  
依頼いたします。

記

- |   |                       |            |   |
|---|-----------------------|------------|---|
| 1 | 天引預入期間                | 平成 年 月 日から |   |
|   |                       | 平成 年 月 日まで |   |
| 2 | 預入期間及び金額              | 俸給支給日      | 円 |
|   |                       | 期末勤勉手当支給日  | 円 |
| 3 | 金融機関等名                |            |   |
| 4 | 預貯金等の種類               |            |   |
| 5 | 非課税扱いの申告をする最高限度額      |            | 円 |
| 6 | すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額 |            | 円 |

## 別紙様式 2

## 財産形成貯蓄記録簿

所属部局 コード番号	-----	契約機関の 名 称	
フリガナ 氏 名 コード番号	----- -----	預貯金等の 種類	
生年月日	平成 年 月 日生	特約事項	
住 所	〒		
積立期間の 末 日	*	年金支払 期 間	*
年金支払 開 始 日	*	年金支払 時 期	*

事 項 (契約・変 更・解約)	年月日	1 回当りの預入額		預入期間	非課税 限度額	備 考
		俸 給	期末勤勉 手 当			
		千円	千円		千円	

\* この欄は財産形成年金貯蓄のみ記入